

**令和 8 年度介護職員の働きやすい職場環境づくり
内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰推薦事業所募集要項（神奈川県）**

1 表彰の目的

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰は、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。

2 表彰の対象者

介護サービス事業所・施設等のうち、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、都道府県が顕著な功績が見られた者として、厚生労働省へ推薦する者。

介護サービス事業所・施設等については、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に基づく介護サービス事業所・施設等とする。また、各介護予防サービス、介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含むこととする。

3 表彰の要件等

（1）表彰の対象となる取組

- ア 【待遇改善】事業所の賃金、休暇等に係る事業所内の各種制度の整備等により、職員の待遇改善につながっている取組
- イ 【人材育成】職員の採用時からの計画的な研修実施やキャリアパスの明示、資格取得に対する支援制度の確立等により、職員の人材育成につながっている取組
- ウ 【生産性向上】介護テクノロジーの活用等により、事業所における業務課題を解決し、職員の業務負担の軽減や提供サービスの質の確保等の介護現場の生産性向上につながっている取組

（2）法令等の遵守

- ア 介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令を遵守していること。
- イ 社会保険（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有していないこと。

4 評価項目

評価項目	評価ポイント	配点
①介護職員の働きやすい職場環境づくりに資する取組であること	(1) 職員の待遇改善に係る取組がなされているか。特に入職率の増加や離職率の減少に資する取組として優れている取組を評価する。 (取組の例) ・明確な給与体系の導入、法令で定められている水準以上の休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入、職員の定着支援など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組 ・身体的な負担を軽減するなど、職員が安心して安全に働ける環境を整備する取組 (2) 人材育成に係る取組がなされているか。特に効果的な人材育成に資する取組として優れている取組を評価する。 (取組の例) ・計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組 ・職員に対するキャリアパスの明示や資格取得に向けた支援制度の導入など、職員の意欲向上に効果的な取組 (3) 介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。特に業務の役割分担、業務負担の軽減及びサービスの質の向上が図られている取組を評価する。 (取組の例) ・事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組 ・介護テクノロジーの活用による取組 ・機器の導入のみにとどまらず、業務全体を見直す取組 ・データを取得しながら業務の明確化を行い、職員の業務分担を見直し、職員の身体的・心理的負担の軽減を図る取組 ・従来の仕組みや思考にとらわれず、新しい技術の活用や斬新な発想がみられる取組 【上記の具体例：居住・施設サービスの場合】 ・センサーや見守り支援に資する機器、インカム等を導入し、利用者の状態をリアルタイムに把握することを通じて、夜間の放湿回数を見直した等の職員の負担軽減とケアの質の向上の両立を図る取組 ・ノーリフティングケアなどにより要介護者の移動や乗乗のアシストを少人数で効率よく行えるようにする取組	45

	組 など 【上記の具体例：居宅サービス・居宅介護支援の場合】 ・業務スケジュールを管理するアプリケーション、介護記録ソフト等を活用した記録業務の効率化や、スケジュール作成の効率化等により、職員の超過勤務時間の削減を図る取組 ・ケアプランデータ連携システムを導入する等により、事業所間の連携に要する時間を削減し、業務の効率化を図る取組 ・インカムやスマートフォンを用いて日々の申し送り事項やミーティング内容の情報共有を図り、職員の負担軽減と業務の効率化を図る取組 ・福祉用具の導入により職員の身体的負担を軽減する取組 など (4) 上記の(1)～(3)の各取組について「抱えていた課題」、「取組時期」、「取組のプロセス」、「要したコスト」、「特筆すべきアピールポイント」及び「今後の展望」が具体的に記載されていること。	
②複数の課題に対して優れた取組を行っているか	○ 複数の課題に対して優れた取組を行っている事業所を評価する。	5
③実効性のある取組であること	○ 上記①(1)～(3)の各取組について、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。 (指標の例) ・業務時間の変化 ・業務量の変化 ・人員(業務にかける人数)の変化 ・職員の心理的負担感の変化 ・職員の身体的負担感の変化 ・待遇改善の状況 ・人材育成の状況 ○ 上記①(1)～(3)の取組を複数行っている場合等、事業所において、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。 (指標の例) ・離職率の変化	30

	・事業所の1か月あたりの総業務時間の変化 ・1か月の平均残業時間（1人あたり）の変化 ・有給休暇（年間）の平均取得日数（1人あたり）の変化 ・職員1人あたりの利用者数の変化 ・介護職員の心理的負担感（SRS-18）の変化 ・利用者の満足度（WH0-5）の変化 ・ワークエンゲージメント尺度に基づく変化	
④持続性のある取組であること	・取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。 ・取組の実施に当たり、国・自治体の補助金に過度に依存していないか。 ・職員の意見を聞く機会や協力体制を構築しているか。 (指標の例) ・生産性向上の取組を進めるための委員会の実施状況 ・職員の意見を反映した取組の件数 等	10
⑤他の事業所での導入（横展開）が期待される取組であること、事業所が横展開に協力的であること	・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。 ・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。	10

5 表彰事業所の申請

＜提出書類＞

(1) 推薦事業者調書（別紙2）

ア「1 基本情報」について

○「運営法人」の名称の欄には登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載の名称を、「事業所・施設等」の名称の欄には、介護保険法に基づく指定を受けている者はその指定を受けている名称を、老人福祉法に基づき届出を行っている者はその届出をしている名称を、若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録を行っている者はその登録をしている名称を記載してください。

イ「2 具体的な取組内容」について

○「2 具体的な取組内容」のそれぞれが審査される項目であるため、全ての項目を具体的に記入してください（「取組1～3」全てを記載する必要はありませんが、複数の優れた取組を実施している場合は加点の対象になります）。

○記載内容は、大分類「職員の待遇改善に係る取組（待遇改善）」、「人材育成に係る取組（人材育成）」、「介護現場の生産性向上に係る取組（生産性向上）」より、一つ以上選択してください。ただし、同一の大分類について2つ以上記載することはできません。【待遇改善】、【人材育成】、【生産性向上】の各取組は1つずつとしてください。（例えば、「【待遇改善】賃金水準の向上」の取組と「【待遇改善】時間外労働の削減」の取組をどちらも実施している場合でも、特に優れた取組1つに絞って記載してください。）

○「抱えていた課題」、「取組時期」、「要したコスト」、「特筆すべきアピールポイント」及び「今後の展望」は調書の「小分類」で記入した取組に対応する記載としてください。

○「2 具体的な取組内容」における「実効性」及び「持続性」は、複数の取組の実践を通じてその事業所・施設の全体に波及した効果について記載してください。なお、取組が1つのみであっても、「実効性」及び「持続性」を記載してください。

(2) 関係法令遵守報告書（別紙3）

(3) 別紙2の添付資料（必要に応じて）

○別紙2の内容を補足するため、写真等の参考資料を添付しても問題ありませんが、参考資料は10 ページが上限となります。

※ 参考資料は調書等の記載内容を確認することに用いますので、選考においての評価対象とはなりません。

<提出期限>

令和8年2月13日(金)17時＝必着＝

<提出方法>

神奈川県電子申請システムより、必要事項を入力し、提出書類をアップロードしてください。

○神奈川県電子申請システム

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=114855

<その他>

本表彰の対象は、事業所単位であり、運営法人単位ではありません。
また、1法人につき1事業所の申込とします。(複数事業所の申込は不可)
なお、他の都道府県で推薦されている介護事業者と、運営法人が同一の場合はこの限りではありません。
また、過去に都道府県から推薦された運営法人や介護事業所が今年度申し込みをすることは差し支えありませんが、当該事業所が過去に受賞したときと同一の取組を記載している場合は推薦の対象とはなりません。
なお、平成24年4月以降に開始した取組を行った事業者を推薦の対象とします。

6 様式のダウンロード

本募集要項は県ホームページに掲載しており、必要な書類もダウンロードできます。

○県ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/kaigo-hyoushou.html>

7 推薦事業所の決定

(1) 推薦事業所の決定

ア 「4 評価項目」の評価項目・ポイントに基づいて審査を行い、推薦事業所を決定します。

イ 推薦事業所の決定にあたっては、優良介護サービス事業所「かながわ認証」・かながわ介護ベストセレクト20受賞事業所であることを考慮します。

(2) 推薦事業所決定等の通知

○3月中～下旬頃に、メールで採否をお知らせします。

(3) その他

○推薦決定のお知らせの際に、別紙2の修正などをお願いする可能性があります。

8 本県からの推薦数

2～4 事業所

9 表彰の種類

(1) 内閣総理大臣表彰

特に優れた取組を行う事業者を数名程度

(2) 厚生労働大臣表彰

ア 優良賞「居宅サービス部門」

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に定める「居宅サービス（「特定施設入居者生活介護」を除く）」、同条第 14 項に定める「地域密着型サービス（「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」及び「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を除く）」、同条第 24 項に定める「居宅介護支援」、第 8 条の 2 第 1 項に定める「介護予防サービス（「介護予防特定施設入居者生活介護」を除く）」、同条第 12 項に定める「地域密着型介護予防サービス」及び同条第 16 項に定める「介護予防支援」として指定を受けている者、第 115 条の 46 に定める「地域包括支援センター」、並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 第 1 項に定める「老人介護支援センター」を設置する者であって、優れた取組を行う事業者（（1）内閣総理大臣表彰の受賞者を除く。）を数名程度。

イ 優良賞「施設・居住サービス部門」

介護保険法第 8 条 11 項に定める「特定施設入居者生活介護」、同条第 20 項に定める「認知症対応型共同生活介護」、同条第 21 項に定める「地域密着型特定施設入居者生活介護」、同条第 22 項に定める「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、同条第 27 項に定める「介護老人福祉施設」、同条第 28 項に定める「介護老人保健施設」、同条第 29 項に定める「介護医療院」として指定を受けている者、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に定める「養護老人ホーム」、第 20 条の 6 に定める「軽費老人ホーム」、第 29 条に定める「有料老人ホーム」として届出をしている者及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に定める「サービス付き高齢者向け住宅」として登録している者であって、優れた取組を行う事業者（（1）内閣総理大臣表彰の受賞者を除く。）を数名程度。

ウ 奨励賞

上記以外の事業者（著しく不相当と判断された者を除く。）

10 表彰等のスケジュール（予定）

2 月 13 日：表彰事業所の申込期限

3 月中～下旬頃：県が推薦事業所を決定、国へ事業所を推薦

4 ～ 6 月：国の委員会による審査

夏 頃：表彰式（内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰優良賞の受賞事業所）

11 問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課福祉介護人材グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 東庁舎 2 階

電話：045-210-4755